

1. 議事日程第5号

(平成19年第1回大口町議会定例会)

平成19年3月22日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定についてから、議案第36号 大口町道路線の認定について(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第1号 大口町議会委員会条例の一部改正について、及び議員提出議案第2号 大口町議会会議規則の一部改正について(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第37号 大口町介護保険条例の一部改正について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	鈴木喜博
5番	木野春徳	6番	齊木一三
7番	倉知敏美	8番	寺澤正和
10番	宮地計年	11番	酒井久和
12番	伊藤錦邑	13番	吉田正輝
14番	河合唯敏	15番	安藤桂
16番	大森道弘	17番	高橋歳治
18番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)9番

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	助 役	社本 一 裕
教育長	井上 辰 廣	政策調整室長	佐藤 義 則
総務部長	森 進	健康福祉部長	水野 正 利
環境建設部長	山田 三 夫	会計室長	前田 劔 吉
教育部長	鈴木 宗 幸	福祉課長	村田 貞 俊

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

		議会事務局	
議会事務局長	近藤 登	次 長	佐藤 幹 広

開議の宣告

議長（安藤 桂君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（安藤 桂君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付しました。

次に、監査委員から平成18年度定例監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

会議の途中ですが、一応10時まで休憩といたします。

（午前 9時31分）

議長（安藤 桂君） 少し早いんですが、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前 9時42分）

議案第1号から議案第36号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（安藤 桂君） 日程第2、議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定についてから、議案第36号 大口町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 伊藤錦邑君。

総務文教常任委員長（伊藤錦邑君） 皆様、おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る3月8日本会議におきまして、総務文教委員会に付託を受けました議案15件の審査を終了しましたので、その経過と結果を御報告申し上げます。

委員会は、去る9日金曜日の午前9時30分から午後0時5分までにわたりまして、第1委員会室におきまして委員全員、説明員として町長初め関係職員の御出席をいただき開催をいたし

ました。

それでは、付託いただいた順に御報告を申し上げてまいります。

まず、議案説明はすべて省略することとし、議案そのものが非常に多岐にわたっておりますので、総務部門と教育部門に分けて御審査をいただくということで御了承いただき、直ちに審査に移りました。

議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定について。

これに対しまして、現実には起こり得ないことへの対応ということだが、手当はどこに規定してあり、幾ら支払うのか、御質問がございました。災害対策基本法施行令に基づく災害派遣手当に関する条例により、滞在が公共施設のときは日額 3,970円、その他は滞在日数によりまして 6,620円、あるいは 5,870円、また 5,140円と規定されている旨の回答がございました。

その他特に質疑なく、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第2号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第3号 大口町税条例の一部改正について及び議案第4号 大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上の3議案につきましては質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号 大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

中央公民館は、住民の利用を目的として補助を受け建築したもので、教育委員会が入っていることは問題ではないか。また本庁舎も耐震診断をして、いずれ改築ということになる。したがって、今から委員会等組織への対応を一緒に考える必要があるのではないかという御質問がございました。これに対しまして、庁舎は小・中学校の耐震補強優先といった考えの中で進められ、ようやく手をつけることになったものでありまして、平成17年度に詳細調査を実施、修繕等については既に把握ができておるので、今回の耐震補強基本設計の中には含めていないが、今後は事務処理のコンピューター化等も含めまして考えていかなければならないと考えているという回答がございました。

その他特に質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

専用ロッカーは湿気の多いところだけに、衛生上問題はないかとの質問がございました。ロッカーは既に10年が経過しており、できれば全面変えたいというふうに考えている。その際、住民の要望が多い専用ロッカーもと考えたもので、水着など入れっぱなしではなく、許可する

段階で問題にならないような指導をしていくとの回答がございました。

そのほか特に質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第8号 大口町文化財保護条例の全部改正について、以上2議案については質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成18年度大口町一般会計補正予算(第4号)所管分について。

総務部門では、岩倉市は予定価格1,000万円以上を郵便入札して、順調に推移していると聞いている。本町は20年度から電子入札と伺っているが、近隣の成果を確認し、できるだけ早く改善すべきと思うがという御質問がございました。瀬戸市下水道の郵便入札で談合が防げなかった例もあり、郵便入札よりも秘匿性の高いのが電子入札であり、備品購入等の準備を進め、20年度導入に向け努力していきたい旨の回答がございました。

次に教育部門でございますが、避難所にもなる二ツ屋学共に発電機を検討すべきではないかとの質問がございました。現時点ではつけてはいないという旨の回答がございました。

また、芸能文化事業開催委託料200万円減にかかわる質問に対しまして、従来は興行師に委託するなどしていたものを、町の文化協会、小・中学校等と共同開催するなど計画変更したため、減額するものである旨の回答がございました。

そのほか特に質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算の所管分について審議に入りました。

まず、総務部門でございますが、年金控除、それから老年者控除、定率減税の廃止の影響を受ける対象人員について質問がございました。年金、老年者関係で1,440人、定率関係で4,815人となっている旨の回答がございました。

続きまして、町民参加条例策定委員10人とパンフレット9,000部の内容について、また行政評価システム支援業務委託業者について質問がございました。まず、町民参加条例策定委員は、要綱に基づき10人以内でございまして、団体の代表3人、審議会の委員から2人、有識者2人、公募3名となっている。なお、パンフレットの90万円は、PR用パンフレット印刷費でございまして、また行政評価システム支援業務委託は、今年度に引き続きお願いするもので、効率的な行政を目指すべく委託するものである旨の回答がございました。

続きまして、人権啓発活動に関し講演会の予定、備品購入、協議会の負担金について質問がございました。講演会は県の委託事業で、童話作家の鬼頭隆さんに9月から12月にかけて、町内の小・中学校で計画をしていると。備品はDVDを購入するもので、負担金につきましては、

1人当たり 0.825円を乗じて得たものであるとの回答がございました。

続きまして、巡回バスは依然として厳しい意見が出ている。小牧市は桃花台線絡みで 5,000 万が 7,000万円になったと聞いている。大口町は公共交通機関がないためマイカーが多い。したがって車に乗れない方、お年寄りの方などを中心にシフトすべきと思う。また専門家も大切だが、地元のことは地元で検討を進めるべきで、サービス精神の問題等もあり、必要なものは必要だから、予算も含めしっかり対応してほしい旨の質問がございました。この中で、サービスについては常々話しているところで、今後時刻表等との関連もあり、感じよく利用していただけるよう配慮していく旨の回答がございました。

続きまして、劇団ほほえみに対する支援は必要と思う。以前は配信コンテンツ料として 120 万円計上されていたが、3年契約とも伺っており、年ごとに考え方が違っているようだが、どうなっているのかと質問がございました。劇団ほほえみと協議をし、去年はコンテンツを借り上げたが、今後は広く芸能文化の振興という考えの中で、地元組織との共同事業等支援の方法も検討していこうと考えている旨の回答がございました。

その他、公用車に関する質問がございました。現在は町有バス 1 台を含め35台管理しており、そのうちリースは 1・2号車とワゴン車、それから軽自動車、軽トラック、普通トラック、計 6 台というふうになっているとの回答がございました。

以上で総務部門は終了いたしまして、引き続いて教育関係の審査に移りました。

まず、いこい工場の工事費に対して御質問がございました。これに対し、従来から管理人室があり、この有効利用を目的に改修するものであると回答がございました。

続きまして、野外活動施設は 1 万 2,000平方メートルに対して交付金が支出されている。道路、境内地などを含む全体の面積に対する考え方について質問がございました。現在、交付金として 217万円支出されている。道路、境内地や地縁団体と個人名義等所有者にかかわる対応、また今日に至る経過等についてもこの際十分調査をし、関係者と協議をもって適切に対応していきたいと考えている旨の回答がございました。

続きまして、文化協会補助金が40万円減額になっていることについて質問がございました。団体数の減によるものであり、補助金の支出方法も検討し、一律ではなく、文化の継承につながる活動に対し積極的に補助していこうとするもので、カットしたという考え方はない旨の回答がございました。

次に、中学校費の記念誌について質問がございました。この記念誌は、一般的なものという形で取り組んでおり、したがって対象は生徒と近隣市町、図書館などを予定している。なお、作成方法も冊子的なものばかりではなく、さまざまな形が考えられるので、御期待にこたえ得るよう努力をしてきたい旨の回答がございました。

次に、各種の補助金の積算基準について質問がございました。これに対しまして、今までは漠然とした補助金交付要綱があったが、生涯活動補助金交付要綱を策定し、きめ細かな対応を図っていくことを考えているとの回答がございました。

また、愛知駅伝に対する御質問がございました。今年度初めて開催された愛知万博メモリアル駅伝に参加する予定のもので、応募者があって出場できればぜひと考えており、手づくりでもいいから町のPRも兼ね、のぼりなどを立て応援するような雰囲気醸成していきたいと回答がございました。

続きまして、教育委員会の会議録のホームページ公開に関することと委員会の傍聴について。それから、適応指導にかかわる最近の状況について。また、特別支援教育に関し、小学校3校ということだが、中学校は20年度実施されることになっているのか。発達障害児の一貫した見守りシステムが必要であり、講演会等には関係者が一緒に受講するなど、一体的に進めれば相当な効果が期待できると思う。次に私立高等学校授業料に関し、所得制限と対象者の状況について。次に、基金積み立てに関連しまして、今後の小学校の整備について住民の理解を深めていくことも同時に進めていくべきで、学校づくり委員会との関連等も含めた見解をという御質問がございました。続いて、要保護及び準要保護生徒就学援助は、税源移譲に伴って、町独自でも必要な事業となってきた、最近の状況はどうなっているか。また、特別支援教育就学奨励費は所得に関係があるのか。図書館の週1日休みはいつごろから実施できる見込みか。公民館分館活動促進事業協働委託料 200万円の内容について。それぞれ多岐にわたる御質問がございました。

これに対しまして、まず図書館の問題でございしますが、月曜日に開館ということについては、現状、スタッフの問題があり、不可能としか言えないという回答がございました。

分館活動委託料 200万円につきましては、分館長さんを軸とした3人から5人の委員会を組織いただいて、モデル地区として希望される地区と協議し、だれしも制約のない形で自由に活動ができ、施設が利用できるものを目指した計画を立てていただきたいと考えているという回答がございました。

また、教育委員会の会議録はホームページ上に公開するものであって、委員会の傍聴は規約上できることになっている。さらに、適応教室は17年度2人、18年度は1人でありましたが、5人入室があり、現在は6人となっている。新学期は復帰へのチャンスであり、学校給食への対応なども含め、復帰に向けた取り組みをしてきている。なお、これまでには13人の復帰が実現している。

次に、特別支援については、自閉症が多い傾向にあり、19年度は36回から60回に回数をふやしている。

続いて、私立高校助成については、16年度 121人、17年度 124人、18年度 112人で、所得制限は年 700万円となっており、19年度は現状のとおり実施していく方針である。

次に、要保護児童は、小学校は 1人、中学校は 4人で、準要保護児童は、小学校 112人、中学校63人、合計 180人と現状なっている。

次に特別支援については、従来の特級学級が、法改正で特別支援となったものである。

積立金に関しましては、地区懇談会、通学区域審議会の答申に基づき、現在中学校統合に取り組んでいるところで、特に北小学校については、地域の皆様の意見をいただきながら、なるべく早く方向を決めていきたいと回答がございました。

その他特に質疑なく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号 平成19年度大口町社本育英事業特別会計予算について、議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第31号 丹羽広域事務組合理約の変更について、議案第32号 尾張市町交通災害共済組合理約の変更について、以上4議案については質疑なく、採決の結果、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に付託を受けました15件の審査の経過及び審査の結果を御報告いたします。

議長（安藤 桂君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 私がちょっと正確に聞き取れなかったかもしれませんが、平成19年度の一般会計予算、全員賛成というふうに委員長から御報告があったように思うんですけど、私は反対をしたつもりなんですけど、委員会で。

議長（安藤 桂君） 委員長。

総務文教常任委員長（伊藤錦邑君） 大変失礼をいたしました。総務部門では賛成多数になっておりまして、教育部門は全員賛成ということになっておりますので、私の報告が間違っておりました。訂正をさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって質疑を終了いたします。

続いて、健康福祉常任委員長 倉知敏美君。

健康福祉常任委員長（倉知敏美君） 皆様、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る3月8日本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました15議案につきまして、その審査の内容と結果を御報告申し上げます。

当委員会は3月12日午前9時30分、役場3階第5委員会室にて開催をいたしました。委員全員と安藤議長の出席を得るとともに、酒井町長以下、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。付託を受けました議案につきましては、本会議にて議案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順に御報告を申し上げます。

まず最初に、議案第9号 大口市介護保険条例の一部改正につきましては、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号 大口市児童扶養手当支給条例の一部改正について質疑に入りました。

「盲学校、聾学校若しくは養護学校」の名称を「特別支援学校」に改めるだけかの問いに、手当等の変更はなく、名称だけの変更であるとの答弁がありました。

そのほか発言もなく、採決の結果、原案のとおり全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 大口市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正については、議案第10号と同じく名称だけの変更であるとの答弁がございました。その他発言もなく、採決の結果、全員の賛成をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号 大口市国民健康保険条例の一部改正につきましては、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 大口市フレンドシップ継承事業基金の設置及び管理に関する条例の制定につきまして質疑に入りました。

この条例の要旨を問う質問に対しまして、さきの万博の運営収支残 129億円のうち、国際博覧会事務局から高い評価を受けている1市町村1国フレンドシップ継承事業に総額10億円、人口割や受け持ち国数割で配分され、大口市も1,196万8,000円いただけることになった。19年度から5年間、例えば先日の地球のステージなど、これからの事業に充当していくとの答弁がございました。

そのほか発言もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号 平成18年度大口市一般会計補正予算（第4号）所管分につかまし

て、歳入歳出一括して質疑に入りました。

まず、障害福祉計画策定事業委託料減の要因を問う質問に対しまして、入札の結果、当初の見込み額より大幅に下回り、150万円の減額補正をしたとの答弁がございました。

続きまして、予防接種委託料の減は、本会議でもありましたが、再度詳細な説明を求めるといふ問いに、日本脳炎の予防接種については、海外渡航などの場合を除き、平成17年5月から、そのワクチンの安全性に問題があるということで、接種勧奨を見合わせている。当初は18年度中に新しいワクチンの認可があり、早期の再開が見込まれる予定で予算計上したが、結果的にそのワクチンの認可がおりなかったため、全額その分を減額するものであるとの答弁がございました。

次に、民生費県負担金の大きな減額の要因はとの質問に対しまして、当初予算の計上額に対し、実績が少なかったのが大きな要因であるとの答弁がございました。

次に、福祉医療費の中の老人保健特別会計繰出金追加は、精算するまでのつなぎという考え方との質問に、そのとおりである。老人保健特別会計の歳入・歳出の決算見込みにより、特別会計の歳入を補てんするための繰り出しであり、精算についてはことしの6月議会をお願いしたいとの答弁がございました。

そのほか質問もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号 大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入りました。

介護保険システム改修委託料について再度説明を求むとの問いに、平成20年度から後期高齢者医療が施行されるが、その保険料を年金から天引きするため、介護保険システムの一部改修が必要になるとともに、後期高齢者システムでは、医療費と介護保険サービスの利用料と合算して高額サービスをするので、介護サービス利用分のデータのものを証明するシステム改修費も含めて計上しているとの答弁がございました。

そのほか発言もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成18年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、この中で、総合健康診断委託料の人間ドックの受診状況について質問がございました。当初予算では、人間ドックは150名、脳検査併用は100名の定員枠であったが、両者とも毎年受けることができまして、18年度は人間ドック149名、脳検査併用は96名の受診者である。また、定員枠を超えた場合は、予算の範囲内で柔軟な対応をしているとの答弁がございました。

そのほか質問もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 平成18年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして質疑に入りました。

ここで、医療給付費の負担金補助及び交付金で大きな減額の理由を問う質問に対しまして、当初13億4,200万円ほど見込んだが、12億6,470万円ほどで、1人当たりの老人医療費が少なかったので7,753万5,000円の減額をお願いしたとの答弁がございました。

そのほか発言もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号 平成18年度大口町国際交流事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算につきまして、歳入歳出一括して質疑に入りました。

まず、敬老事業報償金及び敬老事業交付金について質問がございました。2月の区長会でお話をされたようだが、まだよく理解されていないようなお話も聞いている。4月には新しい区長さんにかわるし、また桜祭りなどの事業をやっていないところは、新たに事業を起こさなければならない。さきの民生委員協議会では、既にそれをやるという前提でお話があったようだが、なかなか協力できる部分は少ないといった声も聞いている。出たくても出られない人をどうするかといったような問題もあるし、報償金もせめて明治・大正生まれの方だけでもどうだろうというお話もある。いろいろな方の意見を聞き、再度検討し、慎重に進めていきたいと思うがいかがかとの質問に対しまして、2月の区長会では、まず情報をお知らせし、議会で審議され予算として決まれば、新しい助成制度としてとらえていただきたいと話をしている。

4月の区長会では、皆さんの御意見を聞く中で行っていきたい。一番苦慮しているのは、対象者をどういった形で把握していくかであり、その中で本当に出られない人について、そこまで対象に考えていくのは難しいと判断しているが、それぞれお互いを気遣う気持ち、隣のことを気遣う気持ちを醸成する意味でも、この事業を進めていきたいと考えている。いただいた御意見に対してはよく考えていきたいとの答弁がございました。また、どうしても19年度にやるということではなく、やる以上はよいものをよい形でやっていただきたいという要望もありましたが、それに対しましては、新しい区長さんへの説明が要綱の施行時期である4月1日とギャップがあるから、慎重に対応していきたいと考えているとのお答えがございました。

次に、中保育園プールろ過装置撤去工事で、撤去後はどうなるかとの質問に、平成4年に設置されたが老朽化が激しく、しかもプールといえども水遊び程度の規模であるから、上水道のかけ流しがよいと判断し、撤去だけを行うものであるとの答弁がございました。

また、健康実態調査委託料の中身を問う質問には、平成16年度を初年度とした健康おおぐち

21計画は、24年度までの計画である。19年度に中間評価をして、新たな計画の見直しを図るための基礎資料にするアンケート調査などの委託料であるとの答弁がございました。

次に、地域活動支援センターの中身はとの質問に、障害者自立支援法で定められた五つの事業の中の一つがこの地域活動支援センターであり、その主な目的は、日中、障害者の創作的活動、社会との交流促進といった活動の拠点として事業展開をしていく。身体障害者と知的障害者は大口町の地域活動支援センターで、精神障害者については、犬山にある精神障害者地域生活支援センターで展開していくとの答弁がございました。

次に、乳幼児等医療費助成事業について、公平性の観点からも立てかえ払いでないように対応すべきであると思うがいかがかと質問に対しましては、申請がない方について把握していないのが現状であるが、お母さん方の触れ合いの場の提供も目的の一つであるから、今後さらに周知していきたい。そして、愛知県も拡大の検討をする状況であるから、その動向を見守っていききたいとの答弁がございました。

次に、多文化共生啓発事業開催協働委託料の中で、多文化ソーシャルワーカーなどの養成はどのようになっているかと質問に対しまして、名古屋の国際センターや財団法人愛知県国際交流協会が主催して養成講座を行っているので、町民に紹介し、また担当職員をできるだけ参加させるようにしているとのお答えがございました。

次に、要保護児童対策地域協議会委員が、昨年と名称が変わったが、その内容や委員はどう変わったかと質問に対しまして、昨年の児童虐待防止連絡協議会を発展的に解消し、新たに児童・生徒の不登校、いじめ、虐待につながるような案件も含め、各機関の連携を強化しようと、この協議会が設置された。メンバーは、一宮児童センター、江南警察署、民生委員など、それぞれの関係機関の代表で、前と同じメンバーであるとのお答えがございました。

次に、今、情緒障害の子供が増加しておる。児童クラブはどう対応するのかとの質問に対しまして、そういった子供さんの受け入れは、現在の施設のスペースでは難しいし、先生の配置のこともある。今後の増加は承知しているので、もう少し時間をいただきたいとの答弁がございました。

次に、家庭訪問事業の内容について質問がございました。これに対して、現在、第1子は全員、そして第2子以降は希望者に対して家庭訪問を行っている。虐待予防という観点からも、より多くの訪問をしたいと考えているが、いずれにしても4ヵ月健診には全員に通知をしているとのお答えがございました。

次に、健康教育事業の中で、本町の取り組みの柱は何かとの質問に、現在最も力を入れているのは生活習慣病予防であり、ステップアップ生活習慣病予防教室を実施している。また、国保連合会の講師による教室、あるいは地域活動の中でも教育活動等を行っているとのお答えが

ございました。さらに、回想法が今注目されているがどうかとの問いに、回想法は認知症の療法に入ると思うので、本町としては予防事業に努めたいとの答弁がございました。

次に、妊婦乳児健康診査委託料の中で、妊婦健診が4回で予算計上されているが、国の動向、近隣の状況などからして、さらにふやすよう検討すべきではないかとの質問に対しまして、予算編成の途中に、国から公費負担のあり方という通知が来た経緯もあり、4回で予算計上をした。国の通知、あるいは近隣の実態を把握する中で、早い時期に回数の増加を検討していきたいと答弁がございました。

次に、歳入の保育園延長保育料に関しまして、現在南保育園は午後6時半までで、ほかの保育園より30分早い理由及び延長保育の利用状況について質問がございました。南保育園では7時までの希望が大変少ないので、今後も6時半で行っていききたい。4園での利用状況は、早朝保育、延長保育合わせて134名の申し込みがあるが、7時までのお子さんは、各園数名ですとの答弁がございました。

そのほか発言もなく、採決の結果は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続く、議案第23号 平成19年度大口町介護保険特別会計予算、次の議案第24号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 平成19年度大口町老人保健特別会計予算及び議案第26号 平成19年度大口町国際交流事業特別会計予算につきましては、特に質疑もなく、いずれも全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉常任委員会に付託されました15議案の審査結果につきまして御報告を終わらせていただきます。

議長（安藤 桂君） 健康福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算に関連して、先ほども委員長さんの方から延長保育の各園の状況等が報告なされました。大体600人ぐらいのところを130人ぐらいですので、およそ4分の1ぐらいの人が延長保育になっている現状だと思います。しかし、この延長保育料の徴収時間が4月から拡大されるということ、実は私は先日父兄の方から伺ったわけでありまして、今までも議会の方でもそういった説明はなされておられません。御父兄から伺いますと、今まで朝は7時半から8時までの間が延長保育料の徴収時間帯であったものが、今度は7時半から8時半までにすると。夕方も、今まで5時から7時まで、延長保

育料を取っていたわけですが、それを4時半から7時までを延長保育料の対象にしていくというふうにごほうから伺ったわけでありまして、これは私は全然そういったことも知らなかったわけでございますし、また今の委員長報告を伺っておりますけれども、利用状況の話は答弁があったようでもありますけれども、具体的に保育料のことについては説明があったのでしょうか。

議長（安藤 桂君） 倉知委員長。

健康福祉常任委員長（倉知敏美君） 料金体系につきましては、現状の報告はございました。それ以上の質問は、委員会ではございませんでした。以上でございます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって質疑を終了いたします。

続いて、環境建設常任委員長 吉田正君。

環境建設常任委員長（吉田 正君） 議長の御指名がございましたので、環境建設常任委員会の様子を御報告させていただきます。

環境建設常任委員会は、平成19年3月13日に委員全員の出席のもと、酒井町長以下、関係職員の出席を得て開催をいたしました。付託されました10議案については、全員の賛成で可決すべきものと決しましたことを、まず御報告をいたします。

以下、議案に対する質疑の内容について、要点のみを御報告させていただきます。

まず、議案第14号 平成18年度大口町一般会計補正予算（第4号）所管分についてであります。

可燃ごみの収集袋の入札執行残の落札率の問いに、62.5%の落札率で、大袋1枚10円であったものが、6円25銭になったとのことでした。販売価格の引き下げをすべきではないかとの問いに、見直しはしていきたいと答弁がありました。

また、レンゲまつりは、レンゲの葉っぱが虫でやられている、対策はされているのかの問いに、調査をしていきたいとの答弁がありました。

また、県道斉藤羽黒線と愛岐大橋線の交差点の西側だけでも、中小口の区画整理に合わせて、右折帯をつくってもらえないのかという問いに、右折帯は早期の命題ですが、何年後にできるとはお答えができません。しかし、中小口区画整理事業を起爆剤に交差点改良をしかけていくと答弁がありました。

続きまして、議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算所管分であります。

歳入は、特に質疑もありませんでした。

続いて歳出に移ります。

砂利採取は2ヵ所申請があると説明があったが、地下水を保全する上で問題ではないかの問いに、全面的に砂利採取を禁止できない中で、地下水調査により6メートル以上の穴を掘った場合に規制をする条例をつくってきたが、6メートル以上掘らせないために、監視員を配置する予算をつけたと答弁がありました。

また、どこからはかって6メートルなのかという問いに、現状の田面から6メートルで、必ず丁張りをつけさせ、簡易測距器ではかり、監視員には警察のOBを予定していると答弁がありました。

また、桜祭りが行われているが、川をもっときれいにすることはできないのか、また桜の管理をもっとすべきではないかの問いに、下草刈りなどをし、川底の景観が損なわないようにし、桜並木が継続できるようにしていきたいと答弁がありました。

ふれあい池の利用人数はの問いに、把握していないと答弁がありました。

生ごみ堆肥化の集中型に関連する予算が入っていないのはどういうことなのかとの問いに、民意を優先させる中で、3月20日に行われる廃棄物減量等推進協議会に諮問をしていくと答弁がありました。

平成18年度に住民を巻き込んだ視察、アンケートが行われたが、方向性を示し、進めるべきだとの意見も出されました。

さつきヶ丘、垣田、秋田の替地地区の国土調査はいつごろやるのかの問いに、平成19年度、20年度の2ヵ年で実施をしていくと答弁がありました。

また、青木川放水路の進捗はの問いに、69%の進捗率で、まだ3年ほどかかるとの答弁もありました。

その他、議案第19号 平成18年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第20号 平成18年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第27号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算、議案第33号 尾張農業共済事務組合規約の変更について、議案第34号 大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の制定について、議案第35号 大口町道路線の廃止について及び議案第36号 大口町道路線の認定について、特に質疑もありませんでした。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査の結果と質疑の模様を報告し、終わらせていただきます。

議長(安藤 桂君) 環境建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 伊藤錦邑君。

総務文教常任委員長(伊藤錦邑君) 委員長報告の中で、1件、報告をすることを漏らしておりましたので、追加で報告させていただきたいと思いますが。

議長(安藤 桂君) 許可します。

総務文教常任委員長(伊藤錦邑君) それでは、まことに申しわけございません。最後のところで、4議案一括ということを申し上げましたが、議案第22号 平成19年度大口町土地取得特別会計予算につきましても、御報告を漏らしておりましたので、22号議案を追加し、報告いたしました4件は5件の誤りでございましたので、よろしく御了承いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長(安藤 桂君) 会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

(午前10時38分)

議長(安藤 桂君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時50分)

議長(安藤 桂君) これより討論・採決に入ります。

議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急処理事態対策本部条例の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 緊急事態に対応する本部などを設置するという条例でありますけれども、国民保護法そのものについて、私ども日本共産党は大きな疑問を持っているところであります。

今、日本が武力攻撃を受けるという可能性について、政府にしてもほぼないというのが共通の認識であります。しかし、国民の中には若干、北朝鮮からテポドン等の攻撃があるのではないかという心配の声もあるのも現実でありますけれども、日本がかつて国力の差があって、アメリカに戦争をしかけても勝ち目がないということを冷静に見詰めればわかっていながら戦争

をしかけて、大変な無残な結果を招いたことを、今、世界の政治家たちは、そういう無謀な戦争をしかけるというような考え方にはない。北朝鮮にしても、国力の差は近隣諸国と比べても非常に大きな差があって、みずから戦争をしかけて自国に利益があるというような考え方には立っていないというふうに私は確信をしているところであります。国民の安全を守るという点でいえば、最近の原子力発電所における臨界事故などを隠し通していたという事例などが連続的に、今暴露されているところであります。むしろ、国民の安全を守るということであれば、そうしたことについて、なお政治の力できっちりとしていくことこそ大切だろうというふうに思います。

なぜ、国民保護の法律や条例が必要なのかといえば、今、安倍新内閣も主張しているように、日本の憲法9条を中心に改正をして、日本がアメリカの要請に基づいて、武力をもって海外に進出をすること、そういう道を開くことが大切だという政府の考え方に基づいて、国民に、あるいは地方公共団体に、あるいは民間の会社に対して、そういう事態があったときには役務の提供、権利の制限などはやむを得ないんだという、いわば非常時における国民総動員、国家に協力しろ、そういういわば思想動員、そのことが私はねらいだろうというふうに思います。

そういう意味で、我々日本共産党は憲法第9条を守り、そして平和な国と郷土を培っていく、そして外交努力によって、日本とアジアと世界の平和をこそ構築をしていくべきであって、武力行使などに道を開くような、あるいはそれを前提とするような法律や条例については、そうした考え方に反するものであるというふうに考えるものであります。そういう意味で、この条例については反対をさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 寺澤正和君。

8番（寺澤正和君） 議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成の討論をさせていただきます。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、すなわち国民保護法が平成16年6月18日に公布されたことに伴い、昨年3月には、既に大口町国民保護協議会条例を議決、今回はさらに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部設置に関し、必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。また、国民保護法第31条にも、「市町村対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める」ことが定められております。一方、大口町国民保護計画の作成については、ことし2月に国民保護協議会が開催され保護計画の答申を受けており、さらに県知事からも3月6日に計画について協議の回答を正式に受けている状況であります。

このようなことから、今回の国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定は適切なものであると判断し、賛成するものであります。以上です。

議長（安藤 桂君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（安藤 桂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第2号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 大口町税条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第3号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第4号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第5号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第6号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第7号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 大口町文化財保護条例の全部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第8号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 大口町介護保険条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第9号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第10号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第11号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議案第12号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、反対の討論を行わせていただきます。

葬祭費を8万円から5万円に減額することは容認することができません。減額をしないと、特別調整交付金の削減などの制裁があるということも質疑の中で明らかになりましたが、しかしながら、住民の立場からすれば、例えば社会保険だと、給料の1ヵ月分がこの葬祭費としてもらえる、そういうケースがあります。それと比べても、もともと8万円という葬祭費そのものが低過ぎるということを言わなければなりません。これでは、死ぬに死ねない金額ではありませんか。

前回の改正では、7万円から8万円に引き上げた改正があったと私は承知をしております。物価が上がったための措置であったというふうに思いますが、葬祭のための費用が下がったとでも言うのでしょうか。このように考えますと、葬祭費を引き下げる理由が全く見当たりません。こんな改悪には反対と言うしかありません。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 木野春徳君。

5番（木野春徳君） 議案第12号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の討論をさせていただきます。

健康保険法の一部を改正する法律が、今年の6月21日に公布されたことに伴い、健康保険法施行令が改正され、この中で葬祭費が10月1日より8万円から5万円に見直しがされました。この見直しの背景は、医療制度改革の審議をした厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会での議論によると、葬祭費は昔からの制度ではあるが、本来の保険給付とは、病気治療による保険リスクの救済が目的であり、葬祭費は保険給付の対象ではないとして引き下げられたと思

われます。今回の改正では、葬祭費が減額となりますが、その一方では、昨年10月1日から少子化対策の一環として、出産育児一時金を30万円から35万円に引き上げる見直しが既にされており、こうしたこととあわせて、国保財政全体での健全化を維持するための改正であり、今後もさらなる医療制度適正化の推進を要望し、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

議長（安藤 桂君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第12号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（安藤 桂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 大口町フレンドシップ継承事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第13号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成18年度大口町一般会計補正予算（第4号）について、討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第14号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成18年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論に入ります。
ありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第15号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成18年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第16号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成18年度大口町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第17号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成18年度大口町国際交流事業特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第18号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成18年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第19号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成18年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第20号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 新年度の一般会計予算で執行部は、集中改革プランの影響額一覧表を示されて、約1,808万円の成果があったというふうに説明をされておられます。その内容は、児童・生徒と70歳以上の高齢者の皆さんに対する交通災害共済に対する保険料の公費負担を廃止

して 300万余、敬老祝い金事業を見直す、つまり80歳以上に支給していた敬老祝い金を節目の年にだけ限定することによって 447万円予算を節約した。あるいは母子家庭医療費の扶助、町単独分を廃止して 165万円を節約した、浄化槽の清掃費の助成金を廃止して 171万円等の節約ができたなどの内容であります。

一方で歳入を見ますと、委員長報告にもありますように、定率減税の廃止、あるいは昨年来やられてきました公的年金控除等の縮小や老年者控除の廃止、こうしたことによって、その増税の影響を受ける皆さんは 6,200名余りに上り、その影響額は多大なものがございます。定率減税の廃止だけでも 5,300万円、公的年金控除の縮小で 480万円、老年者控除の廃止で 1,300万円などなどであります。ほかにも住民税の税率が段階的だったものを、一律10%にすることによって、所得の低い皆さんは、なお一層増税の大きな影響を受ける、こういうことになっております。

他の自治体等のこうした庶民に大きな負担をかけることについて、例えば東京都などについては、実際にやられたかどうかわかりませんが、都知事によれば、「こうした住民税の増税を緩和するために、都民の約1割に当たる60万人を対象に、均等割を除く所得割の都民税については全部免除したい。これは福祉の一環であると考えている」というような例を引き合いに出して質問をしましたがけれども、町長を初め執行部におかれては、そんな国や県のことを言われても答えようがないと。質問するのは共産党ばかりじゃないかと。ほかの議員は黙っているんだというようなことで、全然取り合わない。我々の質問が、あたかも場に合わない不当な質問であるかのような対応が返ってきたのは、まことに遺憾であります。

さて、今住民の皆さんにとって、地方自治体の行政がどうあってほしいのかということと、町執行部との物の考え方には大きなギャップがあると指摘をせざるを得ません。町長の所信表明演説や、るる議会での答弁をお聞きしておりますと、いわゆるバブル崩壊以来、空白の10年を経てようやく景気は持ち直してきたけれども、国の債務残高は 600兆円、地方は 200兆円、合わせて 800兆円、ほうっておけば 1,000兆円にもなろうとしている。この財政状況をきちんと改善していくためにはどうなのかという物の考え方が要る。地方分権になって、今移行しつつある中で、地方は、また住民は自己責任、自己選択、こういうことでやらなければならないということを盛んに強調されます。しかし、私は国の政治も地方の政治も、主人公は国民であり住民であり、憲法第25条は国民に対して、健康で文化的な生活を国が保障しなければならないことをうたっております。地方自治法の第1条の2については、地方自治体の責務は、住民の福祉の増進を図ることとうたっております。まさに、時々政権の物の考え方、それはいろいろとありましようけれども、普遍的に貫くものは、私はこの憲法と地方自治の精神だろうというふうに思います。

さて今、国民や住民はどういう状況に置かれているか。トヨタなどは、1兆円から2兆円という、史上空前の大利益を上げて、好景気を謳歌しておりますが、一方国民は、若者の約半分、女性の約半分は、就労している皆さんでも非正規の雇用状態に追いやられている。そういう状況の中で、格差と貧困、ワーキングプア、こういう状況がどんどん進んでいる。かつて日本は、大変治安のいい国、治安のいいことが日本の特徴だと言われてまいりましたけれども、その治安の悪化はすさまじいものがありますが、こうした格差と貧困の拡大によって、日本の治安が悪化をしているというふうに思わざるを得ないのであります。

今、行政がやらなければならないのは、こうした貧困と格差にあえいでいる皆さんに対して、いかに手を差し伸べるかであるというふうに思います。貧困は、子供たちにも襲いかかっております。高校に通っている途中に、高校をやめなくては行けない。大学に行きたいけれども、とても家庭の経済状況の中で大学に行くことができない。能力があってやる気があっても、教育をまともに受ける権利さえ奪われている子供たち。この世の中はうそばかりだ、大人社会うそばかり言っているじゃないか、信用できない、こういうふうな思いが、もう中学校を卒業するころから、多くの子供たちにとらえられている現状は、大変悲しい現状だと私は言わざるを得ません。

さて、町政の具体的な課題について、残された課題は大変多いというふうに思います。一つは、大量の有害物質を排出しているのではないかと懸念を持たれている江南丹羽環境管理組合の美化センター、この耐用年数が間もなく終了しようとしているのに、このことについての新処理施設のめどが何もついていない。地元の自治体としてイニシアチブをとり解決策を提示しながら、今町長も参加をしておられる2市2町の協議会で、早急にこのことについての結論を出さなければ、河北だけではなく、周辺住民の皆さんに大変申しわけないことだというふうに言わざるを得ません。私も微力ながら、江南丹羽環境管理組合の議員として8年間努力をしましてまいりましたけれども、何と云っても、最高責任を持つ町長のその姿勢やあるいは努力、そのことが本当に今求められていることでもあります。このことについては、職員の皆さんが一丸となって、解決のめどが早急につくようにしていただかなければならないというふうに思います。

そして、このことに関連して、多くの大口町住民はごみの減量をしなければならない、そういう強い意識の高揚はすごいものがあります。しかし、今、大口町の町政は、その住民の意識にこたえているのかといえば、生ごみの減量化、あるいは堆肥化等による、いわゆる焼却ごみの減量という住民の要求や意識にこたえていないと言わざるを得ません。新年度予算でも、何らそういうものは具現化されていないのであります。

さて、バス事業については、私ども日本共産党は高く評価をしているところであります。ま

だ町内企業や、あるいは住民の皆さんとの協力・協働ということを目指す過程にあるわけであり、今後とも経費の節減できるところは節減をすることにも努力をしていただきながら、この公共交通のない大口町でこの巡回バスを十分に発展させ、住民の期待にこたえていただくよう、さらなる努力を求めておきたいというふうに思います。

いろいろとありますけれども、最後に一つ、保育料の問題であります。延長保育料について、その時間帯を拡大し、その料金についても見直しをする、こういうことのようにありますけれども、その詳細は議員全員には何ら伝えられていない。このことを強く指摘しておきたいと思います。その上で、議会が承認したなどということ声を高々に住民の皆さんに言ってもらったら、子どもは強く抗議をせざるを得ないわけであり、委員長に対する質疑も、吉田正議員からさせていただきましたが、健康福祉常任委員会で、正規にその問題についての説明はなかったというふうに委員長も答弁をされているとおりであります。私は、今、少子・高齢化と言われる中で、少子化対策が大事だと、働くお父さんやお母さんの働く環境を保障し、子育てを応援し、子供を1人じゃなく、2人、3人と産みながら働いていける環境づくりが、今、日本社会に求められている。そのやさきに、延長保育の時間帯を拡大して、その延長保育料をさらに引き上げるなどというのは、そういうことに真っ向から私は対立をする、逆行する、そういう視点での行政と言わざるを得ませんし、その詳細な内容について、正規に担当の委員会にも諮らず、議員全員にも説明もせず、議会で認められたなどと理解をされるとすれば、それは大変遺憾であります。このことについては、正規に議会に諮られていない、このことを断言するとともに、今後保育料については、条例できちんと制定をして、条例改正ということで、正規の委員会、正規の議会にきちんとかける方法をとることを強く求めたいと思います。他の自治体では、保育料については条例で制定をし、正規に、間違いなく議会にきちんと諮って、議会の賛同を得てこれが決められていることを指摘しておきたいというふうに思います。

最後に、住民の皆さんの感情は、大口町は全国でもトップクラスの財政状況にある、豊かだと言われるけれども、我々庶民にはいいことは何もないじゃないか。敬老金は減らされる、保育料はふやされる、学童保育料は有料になる、一体我々は本当に豊かな大口町に住んでいるのか、こういう声が極めて多いということも非常に残念なことであります。

最後の最後になりますけれども、私は町三役や議員は、今、事務所費問題、あるいは政務調査費問題、税金による海外視察問題等々、政治家に対する住民、国民の皆さんの目線は大変厳しいものがあります。それは、政治的、道義的なものが欠けている、そういう批判であろうというふうに思います。新しい町政もまた出発することになってまいりますけれども、行政をつかさどるトップにいる特別職については、みずからの政治的・道義的な視点をきっちりとわきまえていく必要があるだろう。そのためには、大口町で政治倫理条例等を制定し、自分の家族

等が併用している企業、団体等と大口町とのさまざまな請負や契約等については自粛をする、そういうことを高らかに宣言をし、町政に対する住民の信頼を培っていく必要があることを指摘し、反対討論とさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 寺澤正和君。

8番（寺澤正和君） 議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在、国を挙げて三位一体改革など、国の関与の縮小や地方の権限の拡大を目指す地方分権改革が進められております。地方分権の推進は、地方自治体に自主決定と自己責任を求めることとなり、自治体はその権限と責任において財政基盤の強化を図りつつ、さらに効果的な行政運営や、地域での課題に対する能力が求められる時代となってきました。昨年2月策定の第6次総合計画では、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念に、財政改革、組織改革、意識改革を通じて、将来の大口町のありさまが示されました。19年度予算はそのありようを実現すべく、随所に財政基盤をさらに強化するための取り組みや、地域が本当に必要とする課題解決のための基盤整備が図られております。

全国の各自治体が大変厳しい財政状況にある中、本町の19年度一般会計予算につきましては、一般会計では、主に統合中学校建設事業費の影響により、昨年比27.8%増しの101億1,000万円、また特別会計においても、前年比4.4%増しの50億5,000万円という増額編成となっております。一般会計においては、大口中学校建設事業費の第1工区、第2工区工事請負費、19年度への繰り越し分として計34億円ほどを計上、さらには財政形成や行政評価制度確立に向けての予算配分、一方、集中改革プランによる事務事業の見直しによる歳出節減等、財政基盤の強化と地域が本当に必要とする課題解決の体制を整備する内容となっております。

それに加え、全町農業公園構想、住民参画と参加のまちづくり、サイバータウン構想、安全・安心のまちづくり、生涯学習構想についても、さらに充実・推進するための予算組みもなされており、第6次総合計画の具体的な取り組みも加味した持続可能な分権型社会の構築を目指す予算編成であるため、平成19年度予算については賛成するものであります。以上であります。

議長（安藤 桂君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第21号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（安藤 桂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成19年度大口町土地取得特別会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第22号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成19年度大口町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第23号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議案第24号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計予算について、反対の討論を行わせていただきます。

まず、資格証明書は発行すべきではありません。発行されたら医者に行けないようになります。治療を中断した人が5人いるということも明らかになりました。昨年11月27日現在で、37世帯に交付されていますが、命にかかわる病気を持っている人がこの中にいないのか、残念ながら調査はされておられません。

国保制度は憲法25条に基づく、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があるとし、社会福祉、社会保障の増進に努めるためにある制度であります。資格証明書は最低限度の生活を保障するどころか、切り捨てであります。権利ばかり言うな、義務を果たせと言う人もおられま

す。しかし、滞納世帯が10%を超えるという実態は、横着で払わないのではなく、本当に払えない人がいるということでもあります。そうした世帯では、仮に国保税を払ったとしても、医療費が払えない世帯であることが容易に想像がつくのではないのでしょうか。

こんな血も涙もないことをやっているのは、酒井町長の心が痛んでいるのではないだろうかと思えます。まず保険証を交付し、使える状態に戻し、住民の健康を考えることが真っ当な考えだと私は思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 木野春徳君。

5番（木野春徳君） 議案第24号 平成19年度国民健康保険特別会計予算について、賛成の討論をさせていただきます。

国民健康保険法の目的は、保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保険の向上に寄与することです。また、国民健康保険制度は相互扶助の精神により、医療費の負担に対応した互助的な制度であり、適正かつ公平な保険税の負担により、健全な保険財政の基盤づくりができると考えます。資格証明書については、国民健康保険法などにより、特別な事情がなく保険税を滞納している世帯主に対し、交付することが義務づけられておりますが、本町での資格証明書などの交付に際しては、納税相談を通して、一方的ではなく柔軟な対応がされており、評価できるものと思えます。

こうした観点から、この予算については適正であると判断します。今後も国民健康保険事業の健全な運営が図られるよう要望し、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

議長（安藤 桂君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第24号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（安藤 桂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成19年度大口町老人保健特別会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第25号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成19年度大口町国際交流事業特別会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第26号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第27号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第28号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成19年度大口町社本育英事業特別会計予算について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第29号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第30号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 丹羽広域事務組合理約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第31号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 尾張市町交通災害共済組合理約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第32号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号 尾張農業共済事務組合理約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第33号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第34号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 大口町道路線の廃止について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第35号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 大口町道路線の認定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第36号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号について(提案説明・討論・採決)

議長(安藤 桂君) 日程第3、議員提出議案第1号 大口町議会委員会条例の一部改正について及び議員提出議案第2号 大口町議会会議規則の一部改正についてを一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

河合唯敏君。

14番(河合唯敏君) 議長の御指名をいただきましたので、議員提出議案第1号 大口町議会委員会条例の一部改正について。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成19年3月22日提出、提出者、大口町議会議員 河合唯敏、同じく宇野昌康、同じく田中一成、同じく酒井久和、同じく伊藤錦邑、同じく大森道弘、以上でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、御案内のように、来る4月22日執行の選挙より議員定数が18人より15人になることと、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が、平成18年6月7日に公布されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表をつけておりますので、2ページをごらんいただきたいと思っております。

2ページの新しい方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、まず総務文教常任委員会が、今までの「6人」から「8人」に、健康福祉常任委員会が「6人」を「7人」に、環境建設常任委員会が「6人」を「7人」ということで、すべての議員さんが二つの常任委員会に所属をしていただくということを原則に考えました。さらに4番で、議会広報常任委員会、今までは「議会だより編集委員会」と言っておりましたけれども、これを常任委員会としてお認めをいただく、こんなことが主な改正点でございます。

それでは1ページに戻りまして、附則の朗読をさせていただきます。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「収入役の事務を兼掌する助役」を「会計管理者」に改める部分を除く）及び第4条の3第2項の改正規定は、平成19年5月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議員提出議案第2号 大口町議会会議規則の一部改正についてを説明させていただきます。

大口町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

平成19年3月22日提出、提出者、大口町議会議員 河合唯敏、同、宇野昌康、同、田中一成、同、酒井久和、同、伊藤錦邑、同、大森道弘。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が、平成18年6月7日に公布されたこと等に伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

新旧対照表をつけておりますので、2ページをお開きいただきたいと思います。

ここで大きく変わりましたのは、第13条に3項を設けまして、「委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出をしなければならない」、この1項が加わったことが大きなことと思いますけれども、以下、対照表をよく御参照いただきたいと思います。

それでは1ページに戻りまして、附則の朗読をさせていただきます。

附則、この規則は、平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（安藤 桂君） お諮りをいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号 大口町議会委員会条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第2号 大口町議会会議規則の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第2号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

(午前11時48分)

議長(安藤 桂君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後1時30分)

議案第37号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(安藤 桂君) 日程第4、議案第37号 大口町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長(酒井 鎧君) 議長さんのお許しをいただきましたので、追加1議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第37号 大口町介護保険条例の一部改正についてであります。

介護認定審査会の委員の定数を変更することに伴い改正をお願いするものであります。

以上、追加上程をいたしました議案の提案理由の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、健康福祉部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長(安藤 桂君) 続いて健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長(水野正利君) それでは、議案第37号 大口町介護保険条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例。

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明させていただきます。2ページをお願いします。

今回の大口町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第15条第2項において、介護認定審査会の委員は、要介護者等の保険医療、または福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされておりますが、第2条に規定します介護認定審査会の委員について、新たに福祉分野で1名を介護認定審査会委員としてお願いできることになりましたので、今回介護認定審査会の委員の定数を「9人」から「10人」とするものであります。

なお、改正後の委員構成は、医療分野で7名、保健分野で1名、福祉分野で1名追加となり2名となります。

1ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上で、議案第37号 大口町介護保険条例の一部改正についての説明とさせていただきます。
議長（安藤 桂君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承いたします。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第37号 大口町介護保険条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まずお尋ねしたいのは、福祉分野の部分を1名ふやしたということなんですけれども、福祉分野で1名ふやさなければならぬ理由をお聞かせいただきたいのと、それから介護認定審査会ですけれども、これは委員10人全員でやっているわけじゃないですね。幾つかのグループに分けて多分やっておられると思うんですけれども、この医療、保健、福祉の分野で、どういう構成で介護認定審査会が開かれているのか、それをお教えいただきたい。

それからもう一つは、一般的に大口町の介護認定のことで耳にすることがあるんです。それは何かというと、ひとり暮らしの介護認定者の判定が、よその市町と比べると、大口町の場合は比較的軽い方に認定される状況があるということ、私自身いろんなところで耳にするので

す。特に、それはひとり暮らしの方なんです。というのはどういうことかという、例えばおじいさんが介護を受けてみえる方として、おばあさんが実際に家で介護をしてみえるような場合、そうするとおばあさんが全部やっちゃいますので、そういう中で、おじいさんという人はできないという認定になってくる。そのことによって介護度が上がっていく、そういう傾向があるんですけども、一方でひとり暮らしだと、同じ容体であったとしても、自分でやらざるを得ないもんですから、だからそういう中で、介護認定の介護度が軽く判定される例が大口町は割とその確率が高いというふうに私自身は聞いているんですね。例えば、要介護度1で一般的なら判定されるであろうと思われるような方であっても、これが要支援2の方に分類される、そういうことも間々あるというような話も実は私は聞いているわけですけども、市町村によってそういう判定がまちまちになってはいかんというふうに私は思うわけですけども、そのことと、この福祉の分野で1名ふやされたというのは、何か関連でもあるのかなのか、今の介護度の認定の状況といったことも含めて御答弁がいただけたらなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（安藤 桂君） 福祉課長。

福祉課長（村田貞俊君） 吉田議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、現状の認定審査会の状況を先にお話しさせていただきます。

大口町の場合、現在9名の中で二つのグループに分かれております。そして、その構成につきましては、医療部門で2名、そして歯科医師が1名、そして保健、福祉、それぞれ1名という形、5名の中で審査会を行っております。どこの市町村も同じかと思えますけれども、保健、福祉の分野の審査委員をなかなか見つけることができません。そういった中で、大口町の場合は月に2回審査会を行っておりますけれども、保健、福祉の分野の方については、交代することができない状況の中で、年24回でございますけれども、すべて出席をしていただくという中で現在行っておりますけれども、そういった中で、私どもといたしましては、できれば、質問の中にありましたように、グループの中の公平性というものを考えていけば、きちっと分かれる形で運営をしてまいりたいということで探してきております。そういった中で、今回福祉分野をお願いできる方がございましたので、お願いをしてまいりたいということで上げさせていただいております。

それから、審査会で単身高齢者の場合は要介護度が低く出るというお話があるということでございますけれども、私どもはそういったお話というのは、直接耳には入ってきませんが、そういった話が出る要因というものを考えますと、当然認定調査員が認定調査に出かけると思えます。そういった中で、そういうふうと思われる部分があるのかなあとは思いますが、大口町の場合は公正を期すために、町の職員が認定調査に出て行っております。事業所

へ委託するという形はとっておりません。平成18年の4月からは、特に初めての方については委託でも可能なんですけれども、初めての方は市町村の認定調査によって行っていくということで改正をされてきております。そういった中で考えてまいりますと、私ども、今御指摘があった部分というのは聞いておりませんが、そういうことはないかと確信をいたしております。認定審査会にかかる順序といたしましては、調査をしてみまして、続いて第1次判定を機械上のデータ処理ですけれどもしてみます。それに基づいて第1次判定の区分が出ます。それも参考にしながら、審査会の中で皆さんそれぞれ自分の考えの中で個々に一人ずつすべて意見を言ってもらって、それを集約してまとめるという形の中で審査会を行っておりますので、私は公正にできておると確信しておりますので、よろしく願いいたします。

そういったことと関連して、今回のお願いをしていくということではございませんので、グループの形を充実させてまいりたいということで考えております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 私は現場の人の話を聞くわけなんですけれども、どうしても、例えば奥さんが亡くなられて単身になった場合ですね。そうすると、半年に1回ずつ介護認定をやり直すわけですね。2月か8月か、始まった当初だとそういう状態で始まったわけなんですけれども、そういう中で、私はそういう声を実際現場の方から聞くんですよ。今、この人も容体が悪くなってきたから、もう一回介護認定を受け直せば、また要介護度が上がるんじゃないかという話をすると、いやとんでもございませんとやわれちゃうんですよ。かえって、ひとり暮らしになると要介護度が軽くなってしまふ、そういう傾向があるんだそうです。ですから、同じ容体であるのに、要介護度が軽くなるという、むしろはたから見ていると悪くなっているのにもかかわらず、その要介護度が軽くなる傾向を現場の方々から言われていることなんです。私もそれを直接耳にしたもんですから、何かの機会をとらえてこういうお話もさせていただいたらなあというふうに思いましたし、今度この介護認定審査会の委員さんを増強されるということですので、そういった点では、そうした問題について誤解を招かれるようなことがないようにぜひ対応していただきたいなあというふうに思いますし、そういう声が現実、現場の中にあるもんですから、よくそこら辺もお含みいただきながら、慎重なる介護審査をしていただけたらなあというふうに思いますので、それは要望にしておきますので、よろしく願いします。

議長(安藤 桂君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) これをもって議案第37号の質疑を終了いたします。

続いて、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 討論なしと認めます。

次に、議案第37号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(安藤 桂君) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成19年第1回大口町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時45分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 安 藤 桂

大口町議会副議長 柘 植 満

大口町議会議員 宮 地 計 年

大口町議会議員 酒 井 久 和